

グローバル衛星通信サービス契約約款 【現改比較表】 2026年8月26日現在

～2026年9月30日

2026年10月1日～

(支払証明書等の発行) 第 58 条 <u>(注) 契約者は、本条の規定によるほか、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 25 条に基づく個人情報の開示に関する請求を行うことができます。この場合において、契約者は当社が定める開示に関する手数料の支払いを要します。</u>		削除	
第 1 表 料金(その他のサービスの料金を除きます。) 第 1 基本使用料 1 契約ごとに		第 1 表 料金(その他のサービスの料金を除きます。) 第 1 基本使用料 1 契約ごとに	
区 分	料 金 額 (月額)	区 分	料 金 額 (月額)
グローバル衛星通信サービス	7,500 円	グローバル衛星通信サービス	10,500 円
第 2 通信料 2 料金額 2-1 通話モードに係るもの 備考 上記の通信先区分は、それぞれ次のとおりとします。 グループ 1: 全世界の固定電話(日本の固定電話を含みます。)、全世界の携帯電話(日本の携帯電話、PHS 及び 080 若しくは 090 から始まる電気通信番号を持つ日本の衛星電話を含みます。)、インマルサット B G A N、インマルサット SwiftBroadband、インマルサット FleetBroadband、インマルサット S P S 及びインマルサット G S P S		第 2 通信料 2 料金額 2-1 通話モードに係るもの 備考 上記の通信先区分は、それぞれ次のとおりとします。 グループ 1: 全世界の固定電話(日本の固定電話を含みます。)、全世界の携帯電話(日本の携帯電話、080 若しくは 090 から始まる電気通信番号を持つ日本の衛星電話を含みます。)、インマルサット B G A N、インマルサット SwiftBroadband、インマルサット FleetBroadband、インマルサット S P S 及びインマルサット G S P S	
		<u>附 則(令和 8 年 8 月 25 日 C N S デ第 000400010772-01 号)</u> <u>(実施期日)</u> <u>1 この改正規定は、令和 8 年 10 月 1 日から実施します。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>	